

福岡県公報

令和 7 年 6 月 27 日
第 607 号

目 次

告 示 (第411号 - 第420号)

○公金事務の委託に係る告示	(文化振興課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○液化石油ガス販売事業者の認定	(工業保安課) …………… 4

公 告

○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 6

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活保安課) …………… 6
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

	(警察本部交通規制課) …………… 6
○意見募集の結果の公示	(警察本部交通規制課) …………… 18
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通規制課) …………… 18
内水面漁場管理委員会	
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課) …………… 18

告 示

福岡県告示第411号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - 名称
株式会社オークコーポレーション
 - 住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号
- 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入
「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「筑紫の神と仏」、「范道生」、「種子島」、「うるわしき祈りの美」、「人吉球磨の玉手箱」、「煌めきの古伊万里」、「さいふごま」及び「こま台」の販売に係る売上金
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和 7 年 3 月 24 日
- 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

福岡県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	玉 名 線 八 女	八女市本村425番331先から 八女市本村425番27の 4 先まで

福岡県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			前	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	4.0 ～ 54.6	5695.1	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996 番 1 先から 柳川市大和町谷垣50 番 1 先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市大和町皿垣開443番 1 先から 柳川市大和町皿垣開1503番 1 先まで

福岡県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年 3 月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 6 月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
三条(d)	太宰府市三条一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年 3 月福岡

県告示第537号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条(d)	太宰府市三条一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大佐野谷川－ 1	太宰府市大字大佐野、大佐野五丁目及び大佐野六丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
大佐野谷川－ 2	太宰府市大字大佐野及び大佐野五丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
大佐野谷川－ 3	太宰府市大字大佐野（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流
大佐野谷川－ 4	太宰府市大字大佐野（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流
三条－ 1	太宰府市三条一丁目（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

吉松 3 丁目	太宰府市吉松三丁目及び吉松四丁目（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太宰府西中学校	太宰府市向佐野三丁目（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福岡農業高等学校－ 1	太宰府市大字大佐野及び大佐野三丁目（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野－ 1	太宰府市大佐野六丁目（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太宰府特別支援学校－ 1	太宰府市大字大佐野（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太宰府特別支援学校－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太宰府特別支援学校－ 3	太宰府市大字大佐野（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福岡農業高等学校－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太宰府西小学校－ 1	太宰府市大佐野四丁目及び長浦台一丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
青葉台－ 1	太宰府市青葉台三丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から16までは省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大佐野谷川 － 2	太宰府市大字大佐野及び大佐野五丁目（別紙図面 2 に示す区域のとお）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとお
三条－ 1	太宰府市三条一丁目（別紙図面 5 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとお
吉松 3 丁目	太宰府市吉松三丁目及び吉松四丁目（別紙図面 6 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとお
太宰府特別 支援学校－ 1	太宰府市大字大佐野（別紙図面 10 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 10 に記載する表のとお
太宰府特別 支援学校－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面 11 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 11 に記載する表のとお
太宰府特別 支援学校－ 3	太宰府市大字大佐野（別紙図面 12 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 12 に記載する表のとお
福岡農業高 等学校－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面 13 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 13 に記載する表のとお
大佐野－ 2	太宰府市大字大佐野（別紙図面 14 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 14 に記載する表のとお
青葉台－ 1	太宰府市青葉台三丁目（別紙図面 16 に示す区域のとお）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 16 に記載する表のとお

備考 別紙図面 2、5、6、10 から 14 まで及び 16 は省略し、その図面は太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 419 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 6 月 27 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 水 巻 線	直方市大字頓野 4136 番 2 先から 直方市大字感田 3440 番 3 先まで

福岡県告示第 420 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第 88 条第 2 項第 1 号の規定により次のように公示する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地
株式会社ツバメガス福岡 代表取締役 寺田 光一郎
古賀市駅東二丁目 7 番 17 号

- 2 認定年月日
令和 7 年 6 月 16 日



公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通事故管理システム情報分析装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 7 年 6 月 2 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NEC キャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

206,671,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 7 年 4 月 18 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営岩本の 1 地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 7 年 6 月 27 日から 令和 7 年 7 月 28 日まで	築上町役場 建設課（2 階）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市忠隈字深町347番 2 から347番18まで、348番 2、348番 3、348番 5 から348番 24まで、349番 3、351番 3、352番 3、353番 3 及び354番 3 並びに700番 1 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号

株式会社 海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町東小田字餅田329番 1 及び351番 1 から351番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市原田四丁目 2 番地10

悠建築工房株式会社

代表取締役 穴見 駿佑

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩小富士字四丁開894番20

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区内浜二丁目17番6－107号 プチメゾン姪浜

松延 守男

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社藤光建設

(2) 所在地

久留米市藤光町925番地194

(3) 代表者

代表取締役 菊池 昭博

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年6月6日

4 処分の理由

有限会社藤光建設は、令和7年5月8日午後1時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第205号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示処分等の基準等の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年6月27日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）が制定されたことにより新たに規制することとしている悪質な営業行為への対応等を行うため、迅速に基準を改正する必要があったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第1号の規定に該当し、また、改正法の制定に伴い、所要の規定の整理を行ったものであり、同項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の改正の日

令和7年6月28日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第15号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年6月27日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「駐車禁止の」を「法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項若しくは第4項に規定する時間制限駐車区間又は法第49条の4に規定す

る高齢運転者等専用時間制限駐車区間の」に改め、同号カ中「~~駐 停 車 禁 止~~
~~駐 車 禁 止~~除時間制限駐車区間規制

外指定車の標章」を「~~駐停車禁止~~
~~駐車禁止~~除外指定車の標章」に改め、同項第4号中「、時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間」を削り、同条第2項中「標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第3項中「標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同項第1号イ中「が第1項第2号オ又は第3号カ若しくはキに掲げる車両のいずれかに該当すること」を「に係る用務」に改め、同項第2号イ中「の住民票の写し」を「が本人であることを確認するに足る書面」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、警察署長を経由して除外標章再交付申請書（様式第11号）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

7 第1項第2号又は第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、警察署長を経由して速やかに除外標章記載事項変更届（様式第11号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第6条第2項中「~~歩行者用道路~~
~~通行禁止道路~~通行許可車（様式第11号）」を「通行禁止道路通行許可証（規則別記様式第1の3。第3項において「許可証」という。）」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の廃棄については、第4条第5項、第8項及び第9項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「前項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第3号中「標章を」とあるのは「許可証を」と、「第1項第3号クに規定する標章」とあるのは「当該許可証

」と、同項第4号中「標章は、車両の両面の見やすい箇所に掲出すること」とあるのは「許可証は、当該箇所に係る通行中、携帯すること」と、同条第8項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章の返納」とあるのは「当該許可証の廃棄」と、同条第9項中「標章の交付を受けた者」とあるのは「許可証の交付を受けた者」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、「標章」を公安委員会に返納」とあるのは「許可証」を廃棄」と、同項第1号、第2号及び第3号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章の返納」とあるのは「警察署長から許可証の廃棄」と読み替えるものとする。

第7条第1項第4号中「不可能若しくは著しく」を削り、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「で」を「又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第2項第4号中「不可能若しくは著しく」を削り、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「で」を「又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、用務の性質上、当該許可を受けようとする駐車場所が、二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長に提出すれば足りる。

第7条第4項中「書面」を「書類」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認める場合は、その一部又は全部を省略することができる。

第7条第4項第3号を次のように改め、同項第4号を削る。

(3) 当該許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

第7条第5項中「様式第13号」を「様式第12号」に、「第7項」を「第9項」に改め、同条第7項中「返納」を「廃棄」に、「第6項及び第7項（第3号を除く。）」を「第8項及び第9項」に、「同項第2号中「標章は」とあるのは「許可証は」を「同項第2号中「標章」とあるのは「許可証」に、「同項第4号中「標章は」とあるのは「許可証は」を「同項第4号中「標章」とあるのは「許可証」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「当該標章」を「当該標章の返納」に、「当該許可証」を「当該許可証の廃棄」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「当該標章（第3号のときにあつては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に」を「当該標章」に、「当該許可証を警察署長に」を「当該許可証」に、「同項第1号及び第2号」を「（標章）を公安

委員会に返納」とあるのは「許可証）を廃棄」と、同項第1号、第2号及び第3号」に改め、「公安委員会から標章」の次に「の返納」を、「警察署長から許可証」の次に「の廃棄」を加え、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第13号）により、第1項又は第2項の規定による許可を受けた警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

8 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第13号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、第1項又は第2項の規定による許可を受けた警察署長に提出し、当該駐車許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

別表第1 一般国道の部208号の項中「大字大野島字東乾角1099番13」を「大字大野島字惣吉開780番2先の福岡県と佐賀県との境界」に改め、同表県道の部筑紫野古賀線の項中

「

筑紫野市大字吉木2280番1先から糟屋郡久山町大字久原3000番5先まで

」を

「

筑紫野市大字吉木2280番1先から糟屋郡久山町大字久原3000番5先まで
糟屋郡須恵町大字植木1429番11先から同郡粕屋町大字大隈1225番1先まで

」に改め、同表市道の部北九州高速

5号線の項中「八幡東区東田5丁目1番108」を「戸畑区牧山海岸3番125」に、「同区」を「同市八幡東区」に改め、同部新池25号線の項の次に次のように加える。

牧山海岸2号線	北九州市戸畑区牧山海岸3番31地先から同区牧山海岸3番149地先まで
汐井町牧山海岸1号線	北九州市戸畑区汐井町2番101地先から同区牧山海岸3番8地先まで

様式目次中「

駐停車禁止
駐車禁止除外指定車の標章
時間制限駐車区間規制

」を「

駐停車禁止除外指定車
駐車禁止

」

標章」に、「標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に、

「

第11号	歩行者用道路通行許可車の標章	第6条
第12号	駐車許可申請書	第7条
第13号	駐車許可証	第7条

」

を

「

第11号	除外標章再交付申請書	第4条
第11号の2	除外標章記載事項変更届	第4条
第12号	駐車許可申請書及び駐車許可証	第7条
第13号	駐車許可証再交付申請書	第7条
第13号の2	駐車許可証記載事項変更届	第7条

」

に改める。

様式第6号（表）中「

駐停車禁止
駐車禁止除外指定車
時間制限駐車区間規制

」を「

駐停車禁止除外指定車
駐車禁止

」

に改め、同様式（裏）中「、駐車禁止規制又は時間制限駐車区間規制」を「又は駐車禁止規制」に改める。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号（第4条関係）

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
番号標に表示 されている番号				
除外を受けよう とする期間				
除外を受けよう とする区間				
☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する				
除外を受けよう とする理由				
☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する				
備考	用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			
備考	用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			

様式第11号（第4条関係）

公安委員会 殿		除外標章再交付申請書	年 月 日
住所（所在地）			
ふりがな			
氏名（名称）			
電話番号 その他の連絡先			
標章の名称			
標章番号			
標章交付年月日			
再交付申請の理由			
備考	考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号の次に次の 1 様式を加える。

様式第11号の2（第4条関係）

公安委員会 殿		年	月	日
除外標章記載事項変更届				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
標章番号				
標章交付年月日				
変更の内容				
変更の理由				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

様式第12号（第7条関係）

警察署長 殿		駐車許可申請書		年	月	日
		住所（所在地）				
		申請者 氏名（名称）				
		電話				
番号標に表示されている番号						
許可を受けようとする日時間						
許可を受けようとする場所						
許可を受けようとする理由						
第 号	駐 車 許 可 証					
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。						
条 件						
				年	月	日
				警 察 署 長 印		

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号（第7条関係）

警察署長 殿		駐車許可証再交付申請書	年 月 日
住所（所在地）			
氏名（名称）			
電話番号 その他の連絡先			
許可証番号			
許可証交付年月日			
再交付申請の理由			
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第113号の2（第7条関係）

警察署長 殿		駐車許可証記載事項変更届	年	月	日
住所（所在地）					
氏名（名称）					
電話番号 その他の連絡先					
許可証番号					
許可証交付年月日					
変更の内容					
変更の理由					
備考	考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

福岡県公安委員会告示第195号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、令和7年4月24日から同年5月23日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年6月27日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第15号）

2 規則の公布の日

令和7年6月27日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第196号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年6月27日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正することに伴い、所要の規定の整理をするものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和7年7月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課企画・許可係に備え置く。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和7年6月27日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 禁止期間

周年

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ470メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ620メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和7年9月15日から令和10年9月14日まで